令和８年１１月１日

採用ご担当者 各位

茨城工業高等専門学校

令和９年度本校卒業・修了予定者の就職・採用活動についてのお願い

貴社におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校学生の就職に関して御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、就職・採用活動につきましては、学生の学修環境の確保を図るため、大学側と企業側で長年にわたり、活動の早期化・長期化の是正について議論を行ってきました。現行の就職・採用活動の枠組みで示される就職・採用活動開始時期（広報活動３月・採用選考活動６月）については、就職活動の極端な早期化・長期化を抑制し、秩序ある就職活動に貢献するとともに、学生の学修環境確保への良い影響が確認されているところです。また、日程を含めた現行の枠組みは５年以上連続で維持されており、学生・大学・企業の間でおおむね共有されているところでもあります。

これらのことから、無用な混乱を避けるためにも、現行の日程と同じ枠組みを維持するべく、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会※1 は、令和８年３月２４日、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「令和９年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定しました。さらに、政府からも経済団体・業界団体等の長に対し、就職・採用活動時期等を遵守するよう要請がなされています※2。

このような状況にあって、本校においても、就職・採用活動の秩序を維持し正常な学校教育と学生の学修環境を確保すべく、就職問題懇談会の「申合せ」に基づいて２０２７（令和９）年度卒業・修了予定者の就職・採用活動への対応を行ってまいります。

つきましては、貴社におかれましても、就職・採用活動時期の遵守や適切なインターンシップの実施等、秩序ある活動が大学等における優れた人材の育成につながることを十分に御理解いただき、下記事項への積極的な御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

記

令和９年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項

（１）就職・採用活動開始時期等について

・広報活動開始：令和９年３月１日以降

・採用選考活動開始：令和９年６月１日以降

・正式内定日：令和９年１０月１日以降

※1 国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和28年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。
（構成団体） 一般社団法人 国立大学協会、 一般社団法人 公立大学協会、 日本私立大学団体連合会、 全国公立短期大学協会、
日本私立短期大学協会、 独立行政法人 国立高等専門学校機構、 全国公立高等専門学校協会、 日本私立高等専門学校協会

※2 「2027（令和９）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」
内閣官房ホームページhttps://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2027nendosotu/index.html

○「企業説明会」の取扱いについて

令和９年２月末日までに実施される「企業説明会」※3 に本校は協力いたしません。

また、３月１日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

○「学校推薦書」は令和９年４月１日以降に発行します。

（２）採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、それが採用選考において不利とならないように配慮をお願いします。

（３）雇用の機会均等、多様な選考機会の提供について

就職・採用活動は、労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法、その指針の趣旨や障害者雇用促進法等に則って行われる旨徹底してください。特に、総合職採用における女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切な対応をお願いします。また、日本人海外留学者※4 や外国人留学生向けの取組を各企業の必要に応じて行い、取組を行っている企業は、様々な募集の機会について周知いただくようお願いします。

（４）職業の選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底について

①正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること

②６月１日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること

③自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること

など、学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

また、採用選考活動等で差別的な取り扱いが行われないよう、学生に対して就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」≪エントリーシート等を含む≫、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めることがないようにしてください。 面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をすることがないようにしてください。

さらに、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報を予め明示してください。

※3「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

※4 2027年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用活動の日程と重複する者など。

（５）インターンシップの取扱い

インターンシップについては、産学協議会2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」※5 におけるインターンシップ等の類型や「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」※6 を踏まえ、適切なインターンシップ等を行ってください。主な内容は、以下のとおり。

○ キャリア形成支援における産学協働の取組のうち、タイプ１（オープン・カンパニー）、タイプ２（キャリア教育）は、「インターンシップ」には該当しないため、それらをインターンシップと称して行わないこと。

○ インターンシップに参加できる学生数は限られており、就職活動予定者の一部しか参加できないことが想定されるため、インターンシップ参加経験のない者であっても、採用選考へのエントリーは可能であることを十分に周知すること。

○ インターンシップで取得した学生情報を就職・採用活動に活用できるのは、一定の要件15を満たしたタイプ３のものに限られ、そのようなインターンシップには、募集要項等に「産学協議会基準準拠マーク」の記載が可能になることに留意すること。

○ 広報活動又は採用選考活動の開始日より前に行うインターンシップ等については、広報活動や採用選考活動と異なるものであることを明確にすること。

○ 広報活動又は採用選考活動の開始日以後に、2027（令和９）年度卒業・修了予定者を含むインターンシップ等を実施する場合には、広報活動又は採用選考活動の趣旨を含むことも差し支えないが、その場合は、あらかじめ当該活動の趣旨を含むことを明示すること。

○ インターンシップを実施する場合は、学生の長期休暇を活用し、学事日程に十分配慮すること。

（６）採用選考活動における評価

採用選考において、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることは重要であるため、卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類（例えば成績証明書や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価してください。

（７）卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いについて

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも３年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応をお願いします。

以上

※5 採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書(2022年４月18日公表)

※6 **「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（令和4年6月13日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）**